

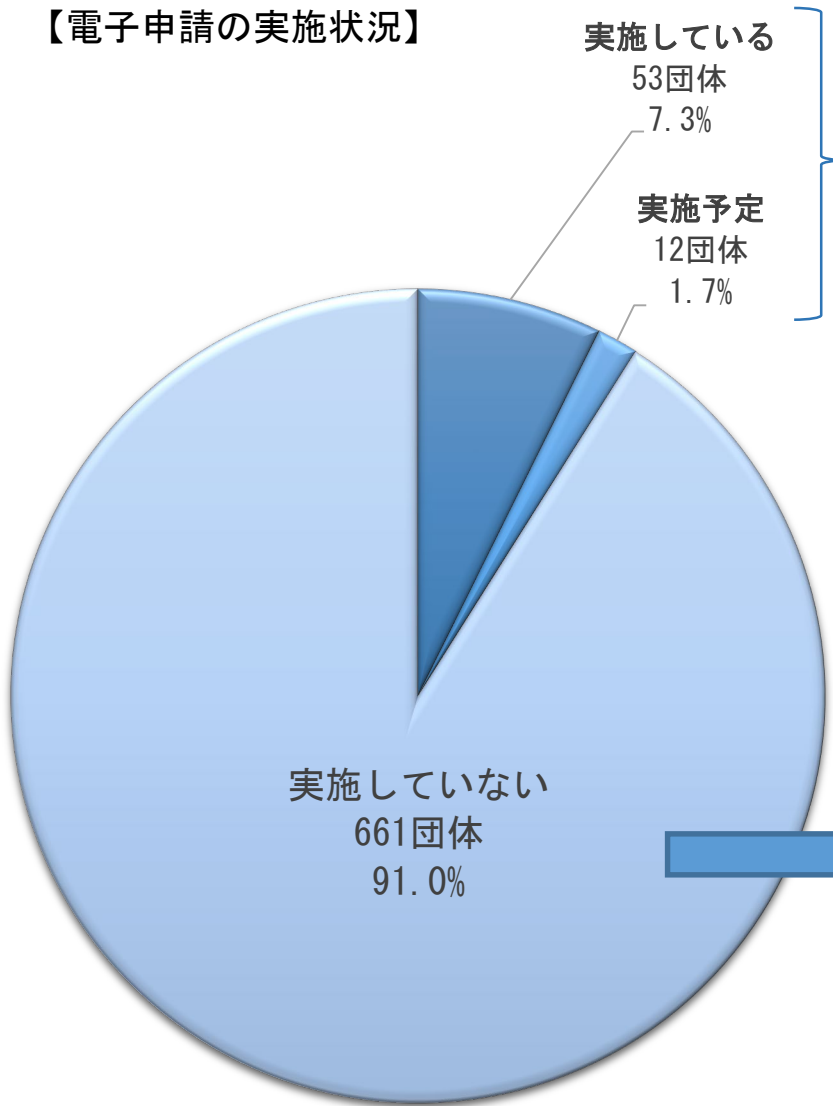
火災予防分野における各種手続の 電子申請等の導入に向けた検討の経緯

令和3年3月23日(火)
消防庁予防課

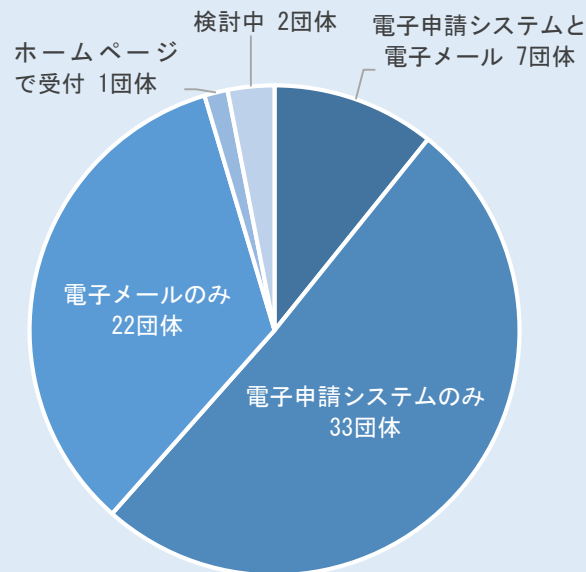
火災予防分野における電子申請の実施状況【令和2年9月1日現在】

- 電子申請を実施している消防本部は全体の約7%で、実施予定を併せると全体の約9%。
- 電子申請を実施(予定含む)本部のうち、電子申請システムを利用しているのは40団体。電子メールを利用しているのは29団体。電子申請システムで受け付けている手続きで最も多いのは条例関係の届出。
- 電子申請を実施しない理由で最も多いのは受け付けるための環境がないこと。

【電子申請の実施状況】



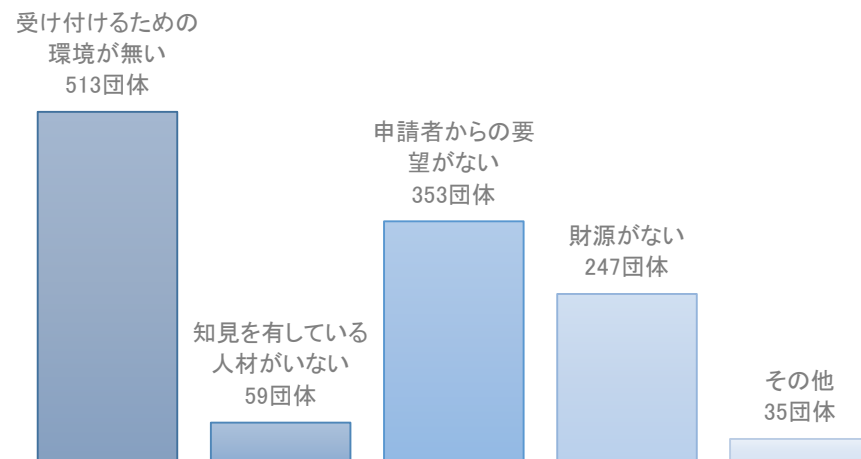
【電子申請の受付方法】



【電子申請システムで受け付ける手続き】

手続き	本部数
火災予防条例関係の届出 ・火災と紛らわしい行為届 ・道路工事届出 など	42
消防訓練実施届	24
本部規程による届出 ・改修(計画)報告書 ・消防訓練の結果報告 など	20
防火管理講習の申込み	11
防火対象物点検報告特例認定申請	4
防火対象物点検結果報告	4
防火管理者選任届	4
消防計画作成届	4

【電子申請を実施していない理由】 ※ 複数回答可



火災予防分野における電子申請に係る主な要望

○ 経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」(令和2年4月)【関係部分のみ抜粋】

団体名	要望事項 (タイトル)	規制・制度の概要
経団連	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	東京都等では、 防火・防災管理者選任届出書 を消防署に届け出る際、持参しなければならない。郵送及びFAXでの届け出を可能とするなど、非対面化を進めて頂きたい。
経団連	各種検査報告書等の提出の電子化	・ 消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等 の電子化
経団連	事業者求められる書面手続きの電子化・簡素化	事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい) ・官公庁への届出(例:消防法に定められる 防火・防災管理者変更届)
経団連	消防届出書類への代表者印の押印撤廃もしくは電子申請の実現	消防署への提出書類(防火管理者の選任届出書や消防計画作成届出書等 、他にも多種あります)には代表者印や社印の押印と原本の提出が義務付けられている。現状はオンラインでの申請等は不可。
同友会	消防法にかかる各種申請手続の簡素化・デジタル化	各種許認可等の申請・届出等に際し、書面を行政窓口へ提出することが求められたり、確認済証等が紙で発行されたりするが、電子申請・電子交付可能にすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画変更届出 ・ 防火対象物点検結果報告 ・ 消防用設備等点検結果報告書 ・ 自衛消防組織変更届出 ・ 防火・防災管理者選任(解任)届出 ・ 防災管理点検結果報告 ・ 管理権原者変更届出書 ・ (特殊)消防用設備等設置届出

○ 改訂 Society5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言－2020年度経団連規制改革要望－【抜粋】

[別添1]行政手続における書面・押印・対面原則の撤廃(電子化要望リスト)

政府においては、この1年を集中改革期間として、あらゆる行政手続を見直し、原則として書面・押印・対面を不要とすることとしている。この取り組みを決して後戻りさせることなく、早期にデジタル・ガバメントを構築することは、わが国のDXの要である。

目指す生産性の向上、行政コストの削減を実現するには、単なる電子化ではなく、マイナンバーの徹底的な活用や行政機関同士の情報連携、センサリング・モニタリング技術の導入等も踏まえ、既存の手続や提出書類が必要か否かをゼロベースで検討することが欠かせない。また、地方自治体や国立大学等における手続についても、国として書式の統一や電子化を後押しすべきである。その際、自治体ごとに電子申請・届出システムを構築することが非効率となる手続については、国の主導により全国統一のシステムを構築し、自治体の利用を義務付ける方向が望ましい。

経団連では、企業が足許で直面している行政手続上の具体的な課題を踏まえ、以下に要望を取りまとめた。規制改革推進会議および所管省庁等において優先的に取り組むことを求める。

8. 警察・消防に関わる手続

(1)消防法に基づく申請手続の電子化

- **着工届出、設置届出**、防火対象物使用開始届出、少量危険物貯蔵所届出、圧縮アセチレンガス等の貯蔵届出、一般取扱所変更申請



経済団体からの要望も踏まえ、「消防法に基づく手続」分野における手続のデジタル化について、規制改革推進会議デジタルガバメントワーキング・グループ(第2回・令和2年10月28日)でのヒアリングに対応

消防行政における手続きのデジタル化に向けた検討

新型コロナウイルス感染症対策やデジタルガバメントの実現のために、「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続きのオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応が必要

令和2年度

- 緊急事態宣言(令和2年4月)直後の対応
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が求められる間、押印省略した申請書・届出書等(以下「申請書等」という。)の受付、電子メール等での申請書等の受付の推進について各消防本部に通知(令和2年5月)。
- 消防法令に規定する申請書等において押印を廃止及びオンライン化の推進(令和2年12月)
 - 消防法施行規則等を改正し、恒常的に申請・届出時の押印を廃止する。また、これにより、電子メールに申請書等を添付して送付することが容易になる(改正内容やオンライン化の推進を各消防本部に通知。)

更に、火災予防分野における各種手続きの電子申請等の導入に向けた調査等を実施

令和3年度

- 火災予防分野における電子申請等の標準モデルの構築等
 - 消防行政のうち、申請・届出の多い火災予防分野の手続きを中心に、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討及び実証実験の実施により標準モデルを構築する。なお、申請者等の利便性の向上の観点から、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを利用し、申請窓口を一元化することを想定

令和4年度以降

大規模消防本部を皮切りに、標準モデル対応の電子申請等の早期導入を目指す

消防法令関係手続における押印廃止

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面・対面・押印原則の見直しが喫緊の課題とされ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和2年5月25日変更））、経済団体からの要望や規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、消防法令関係手続において申請者等の押印を廃止することとした。

①臨時的対応

各都道府県等に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について（通知）」（令和2年5月15日付け消防予第124号、消防危第129号）等を発出し、消防法令の規定に基づく申請書等について、押印がされていない場合であっても受け付けることが可能であることを示すとともに、電子メール等により受け付けることで極力対面による手続を減らすよう通知した。

②制度的対応

通知により臨時的対応を促していた、手続に係る押印を廃止するため、**消防法施行規則や危険物の規制に関する規則等の一部を改正し、申請者等の押印を全て廃止することとした**（令和2年12月25日公布・施行）。
（改正様式数：74様式（予防関係：31様式、危険物関係：43様式））

【参考】規制改革実施計画（抜粋）

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について（通知）

【令和2年12月25日付け消防総第812号 消防庁次長から各都道府県知事・各指定都市市長あて通知】

令和2年12月25日に消防関連法令に規定されている各様式中の押印を不要とする改正規定が施行されたこと等に伴い、書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項等を整理したもの

1 押印を廃止する手続について

- ・ 各消防本部等に対し提出する申請書等のうち、消防関係法令の定める様式において押印を不要としたのと同様に、消防庁から発出している通知で定める様式も押印を不要とすること
- ・ 不要とした押印に代わり、申請者等の自署を求めることとするものではないことに留意
- ・ 各地方公共団体の条例・規則で定める様式や法令に基づかないが独自に提出を求める様式で、押印によらずとも真正性等を確認できるものについては、同様に取り扱うことが適当

2 電子メール等による申請について

- ・ 申請書等を電子メール等により提出する場合、必要があると認められるときは、電話等により所要の確認を行うこと（押印の廃止に伴い、電子署名を付さずに申請書を電子メール等により提出することが可能となったため）
- ・ 複数の申請で共通する添付ファイルについては重複して提出を求めないようにすることが適当
- ・ 申請等を受け付ける各地方公共団体等は、受付アドレスの整備等、電子メール等による受付体制の整備を行うとともに、電子メール等による申請等が可能である場合には、その旨を周知・広報することが適当

3 消防行政における手続のオンライン化について

- ・ 消防庁において、手続のオンライン化に向けた検討を進めているところであり、令和3年度までにマイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、令和4年度以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施することを予定
- ・ 消防行政における一部の手続のオンライン化については、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）の別紙1「オンライン化等を実施する行政手続等」及び別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」にもオンライン化を推進する対象手続として新たに明記されたことに留意

デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）（抄）①

6 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省は、この方針に従って、別紙1から3までに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する。その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。新たにオンライン化等の検討を行う際には、本章の行政手続のデジタル化に向けた方針を踏まえることとする。具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム（マイナポータル、e-Gov等）の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）

地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。

デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、内閣官房、総務省及び内閣府は、地方公共団体の行政手続のオンライン化を支援する。

なお、地方公共団体が行政手続のオンライン化を進めるに当たっては、法令に基づく行政手続だけでなく、条例又は規則に基づく行政手続も含めて対象とすることとし、本計画6.3(1)を参考にしてバックオフィスを含めたデジタル化や窓口の見直し（対面手続において紙に書くことを求めない、いわゆる「書かない窓口」への変更等）を含めた業務改革（BPR）の実施を前提に、本計画6.2.1(1)ア及びイを参考にして本人確認のオンライン化や手数料納付のオンライン化、本計画6.2.2に記載されている添付書類の省略について同時に推進する。

ア. 汎用的電子申請システムの基盤整備

手続の受け手である地方公共団体は、これまでも行政手続のオンライン化の取組を進めてきたものの、2020年（令和2年）4月時点で、手続のオンライン利用可能な情報システムが整備されていない団体が192団体となっている。マイナポータルの「ぴったりサービス」は、地方公共団体等に対する手続について汎用的に活用できることから、内閣官房、総務省及び内閣府は、原則として、全ての都道府県及び市区町村について、マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用した手続のオンライン化を進めることができるよう取り組む。

イ. 優先的に取り組むべき手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、次に掲げる手続（具体的な手続については、別紙4参照）について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省と連携しガイドラインの作成等により支援する。

①処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（内閣官房が実施する「行政手続等の棚卸調査」及び総務省が実施する「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」に基づき、地方公共団体に対する行政手続のうち住民等からの申請の総件数が多いものであり、添付書類等を含め申請等の全てをオンラインで完結することができるもの（添付書類の入手のために請求するものを除く。）

ウ. 様々な手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、上記イに掲げる以外の様々な分野の手続について、地方公共団体がマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用してオンライン化に取り組むことができるよう、支援する。

デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）（抄）②

別紙1 オンライン化等を実施する行政手続等

64.消防法令における申請・届出等（◎総務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
防火管理者の選任届	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12594
防火管理者の解任届	同法第8条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12595
消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届	同法第17条の3の2	申請等	民間事業者等	地方等	12632
消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検報告	同法第17条の3の3	申請等	民間事業者等	地方等	12634
工事整備対象設備等の着工届	同法第17条の14	申請等	民間事業者等	地方等	12635
統括防火管理者の選任届	同法第8条の2第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12653
統括防火管理者の解任届	同法第8条の2第4項	申請等	民間事業者等	地方等	12657
防火対象物点検結果の報告	同法第8条の2の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12661
自衛消防組織の設置届	同法第8条の2の5第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12667
自衛消防組織の変更届	同法第8条の2の5第2項	申請等	民間事業者等	地方等	12669
防災管理者の選任届	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12675
防災管理者の解任届	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12677
統括防災管理者の選任届	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12682
統括防災管理者の解任届	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12684
防災管理対象物点検結果の報告	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12687
消防計画の作成（変更）届	消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12596
防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第48条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12672
防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第48条の3第1項	申請等	民間事業者等	地方等	12679
防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第4条の2第1項	申請等	民間事業者等	地方等	108066

（2）取組内容

（1）に記載した19手続については、現状、多くの消防本部で書面による受付のみとなっている（一部の消防本部では、電子申請システムや電子メールでの受付を実施）。令和2年中に、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、各消防本部にオンライン化を促す通知を発出する。令和3年度には、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、令和4年度以降その成果を踏まえ、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点からオンライン化を促進する。

別紙4 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

1) ～ 23) 略

24) 消防法令における申請・届出等

火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、及びデジタルガバメントの実現のためには、書面主義、対面主義の見直しが喫緊の課題とされている。

消防業務のうち火災予防分野においては、防火管理者選任届や防火対象物点検報告などの各種申請・届出があるが、これらの各消防本部への申請等は主として書面の提出により行われている現状がある。また、これらの消防業務は原則として基礎自治体である市町村が行うこととなっており、国等が整備した法令、ガイドライン等に基づいて、個々の市町村の消防本部で実施されているが、業務の効率化等の観点からは、業務プロセス・システムの標準化が必要である。

このため、火災予防分野における電子申請等の推進と業務の効率化のため、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式を検討するとともに、実際にいくつかの消防本部で電子申請等の実証実験を行うことにより、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築する。

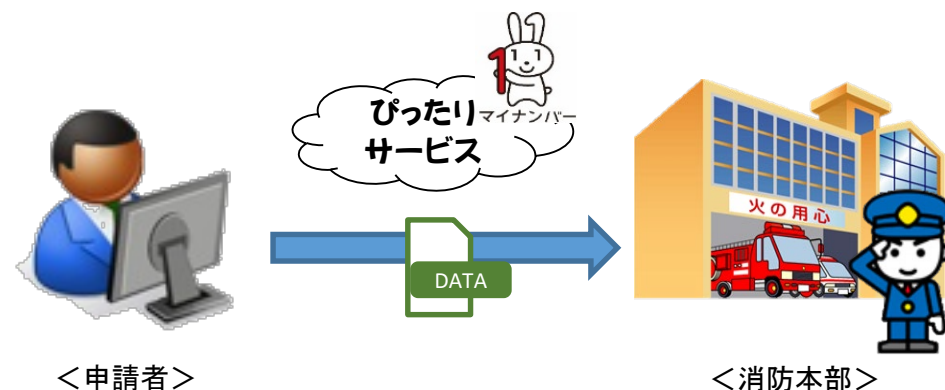
【R2補正(3次)予算額:0.8億円(新規) R3当初予算額(案):1百万円】

<主な検討事項>

- 電子申請等の対象となる手続の優先順位の検討
- 電子申請等に用いるシステム構成等の検討
- 電子申請等の標準様式の検討
- 電子申請等の導入による事務フローの見直し
- 電子申請等の普及方法

<検討手段>

- 検討会の開催
 - 学識経験者、消防本部関係者等で構成
- 実証実験の実施
 - いくつかの消防本部で電子申請等の実証実験を実施



マイナポータル「ぴったりサービス」について

H29.7～市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※） まずは「子育て」手続から「子育てワンストップ」

H29.10～検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）

H31.1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。

H31.3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。

今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。

※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R2.12月末時点で1,565団体（人口割合98.6%）が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、**R2.12月末時点で970団体（人口割合76.2%）が対応し、電子申請が可能。**

ぴったりサービス

申請再開 地域比較

ぴったりサービスでは、子育てに関する手続をはじめとして、様々な申請や届出をオンライン上で行うことができます。申請又は届出をする手続を検索してみましょう。

1 地域を選んでください **必須**

郵便番号は半角数字でハイフンなしで、市町村名は都道府県名を入れずに記入してください

郵便番号又は市町村名を入力

2 検索方法を選んで、手続を検索してください

ぴったり検索 キーワード検索 一覧から検索

Step1. お探しのカテゴリーは何ですか？

✓ 全て選択 リセット

妊娠・出産 子育て



子育て

児童手当

児童手当

受付開始日：2017年07月13日

児童手当等を受給するには、受給資格および児童手当の額について、住所地の市区町村長の認定を受けてください。（[手続詳細はこちら](#)）

電子申請可

未熟児養育医療の助成

未熟児養育医療の助成

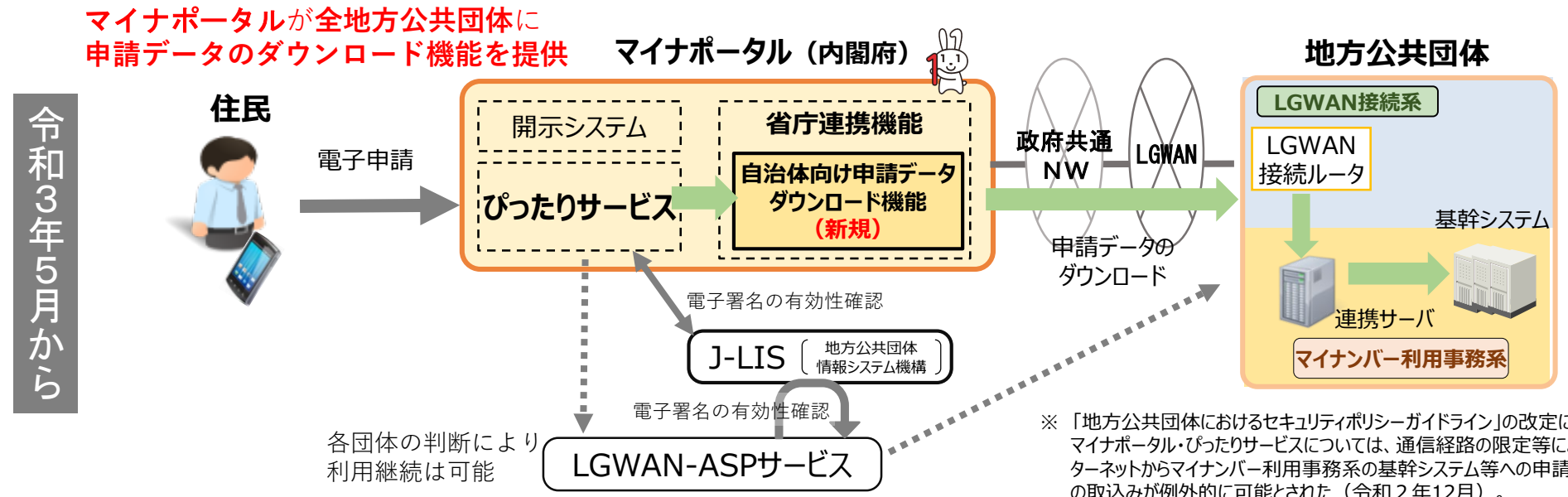
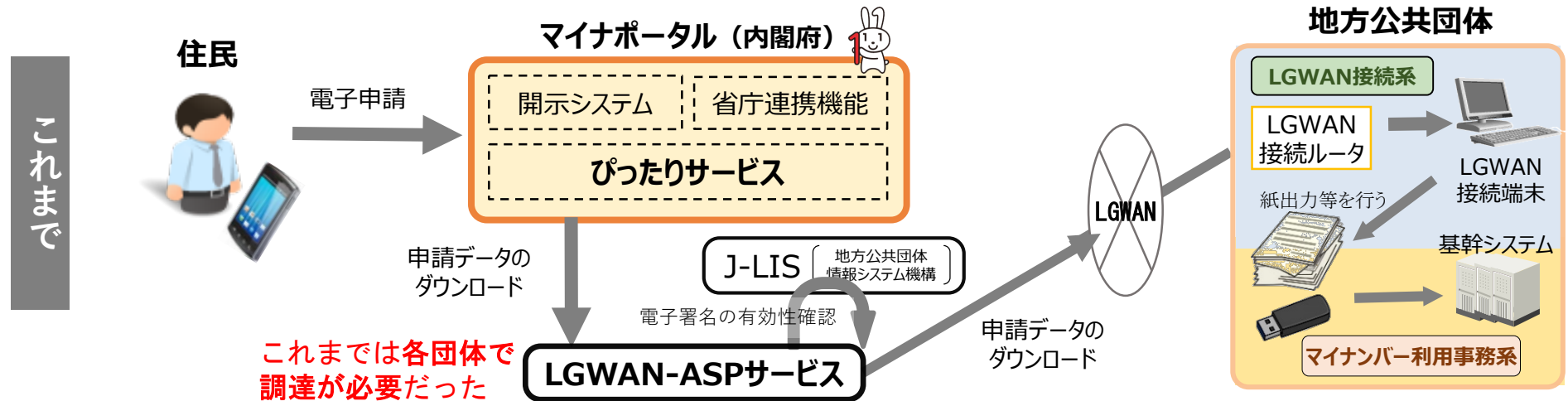
未熟児養育医療の助成を受けるには、養育医療給付の申請を行い、医療券の交付を受ける必要があります。（[手続詳細はこちら](#)）

戻る 申請する >



全地方公共団体のマイナポータルへの接続の実現

- 現行は、各地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを調達して、LGWAN接続端末から申請データをダウンロードしている。令和3年5月から、マイナポータルにLGWANとの接続機能を実装し、全ての地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを個別に調達することなく、オンライン申請の受付が可能となる。



標準様式・申請フォームのプリセットによるオンライン申請の実現①

○ 各地方公共団体は、ぴったりサービスの利用の際、団体ごとに紙様式の読み込みや申請フォームの作成を行っている。この手間をなくすため、関係府省で連携し、子育て・介護・被災者支援等の主要手続や、処理件数の多い手続の標準様式・申請フォーム（ひな形）をマイナポータルに順次プリセットしている。

【罹災証明書の発行申請の例】

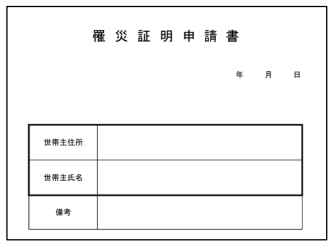
掲載内容の編集後、申請ページを公開

プリセットされた標準様式・申請フォーム（ひな形）を活用
（文言変更やデータ項目追加等の編集も可能）



※地方公共団体では以下の作業が不要になる

① 紙様式(PDF等)読込



② 申請フォーム作成



標準様式・申請フォームのプリセットによるオンライン申請の実現②

- 令和3年7月頃までに子育て、介護、被災者支援等の各手続についてプリセットを実施。その後も、地方公共団体の意見等を踏まえ、対象手続の拡大を検討。
- 子育て分野で、特に多くの申請が見込まれる「児童手当現況届」及び「保育所入所申請」（支給認定の申請及び保育施設等の利用申込）は、プリセットとともに申請画面の最適化を実施。

対象手続		自治体での テスト可能時期	利用者の 利用開始時期
子育て関係 (15手続)	児童手当現況届 (申請画面イメージは次頁参照)	令和3年4月下旬～ (※1)	令和3年6月
	保育所入所申請	令和3年8月下旬～	令和3年10月
	上記以外の手続	令和3年7月頃までに順次プリセット	
介護関係 (11手続)		プリセット済み	
被災者支援関係 (1手続)		プリセット済み	
その他の手続 (※2) (8手続)		令和3年度中に順次プリセット (一部は実施済み)	

※1 様式は3月末までに決定し、4月下旬以降に当該様式を利用した地方公共団体でのテストが可能となる予定ですが、様式が決定次第、地方公共団体に事務連絡等でお知らせする予定です。

※2 対象手続は、地方公共団体の意見等を踏まえて、随時拡大する予定です。

標準様式・申請フォームのプリセットによるオンライン申請の実現③

○ マイナポータルでは、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2年12月25日）に基づき、関係府省で協力して、以下の子育て、介護、被災者支援、その他の35手続について、標準様式・申請フォームのプリセットを進めている。地方公共団体は、独自に申請フォームを作成することなくオンライン化が可能になる。

令和3年度にプリセットを進める手続（19手続）

子育て	1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	R3. 7	
	2	児童手当等の額の改定の請求及び届出		
	3	氏名変更／住所変更等の届出		
	4	受給事由消滅の届出		
	5	未支払の児童手当等の請求		
	6	児童手当等に係る寄附の申出		
	7	児童手当に係る寄附変更等の申出		
	8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出		
	9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出		
	10	児童手当等の現況届		R3. 6
	11	支給認定の申請		R3. 10
	12	保育施設等の利用申込		R3. 10
	13	保育施設等の現況届		R3. 7
	14	児童扶養手当の現況届の事前送信		R3年度中
	その他	16		消防法令における申請・届出等
17		特別児童扶養手当所得状況届	R3. 7	
18		障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届	R3. 7	
19		特別障害者手当所得状況届	R3. 7	

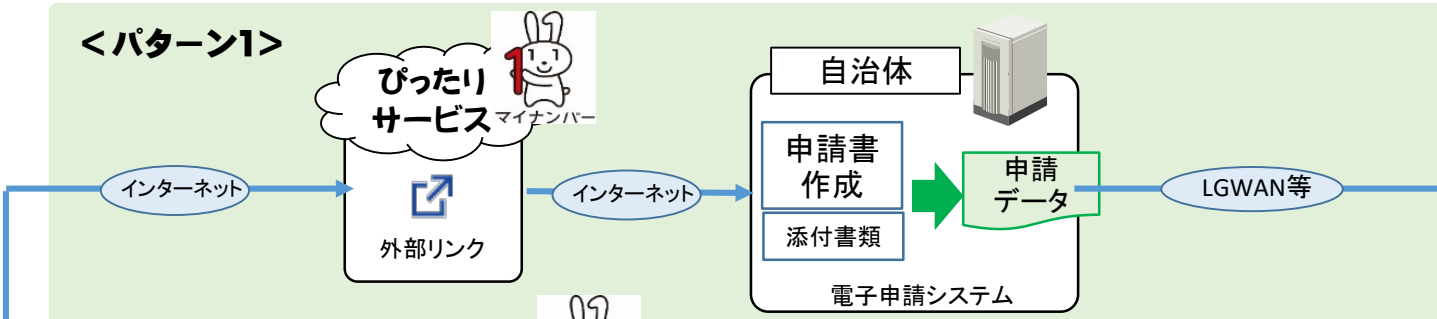
令和2年度にプリセットした手続（16手続）

介護	1	要介護・要支援認定の申請	プリセット済 R2. 12
	2	要介護・要支援認定の更新申請	
	3	要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請	
	4	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	
	5	介護保険負担割合証の再交付申請	
	6	被保険者証の再交付申請	
	7	高額介護（予防）サービス費の支給申請	
	8	介護保険負担限度額認定申請	
	9	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	
	10	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	
	11	住所移転後の要介護・要支援認定申請	
被災者支援	12	罹災証明書の発行申請	プリセット済 R2. 10
その他	13	道路占用許可申請等	プリセット済 R2. 12
	14	粗大ごみ収集の申込	
	15	犬の登録申請、死亡届	
	16	職員採用試験申込	

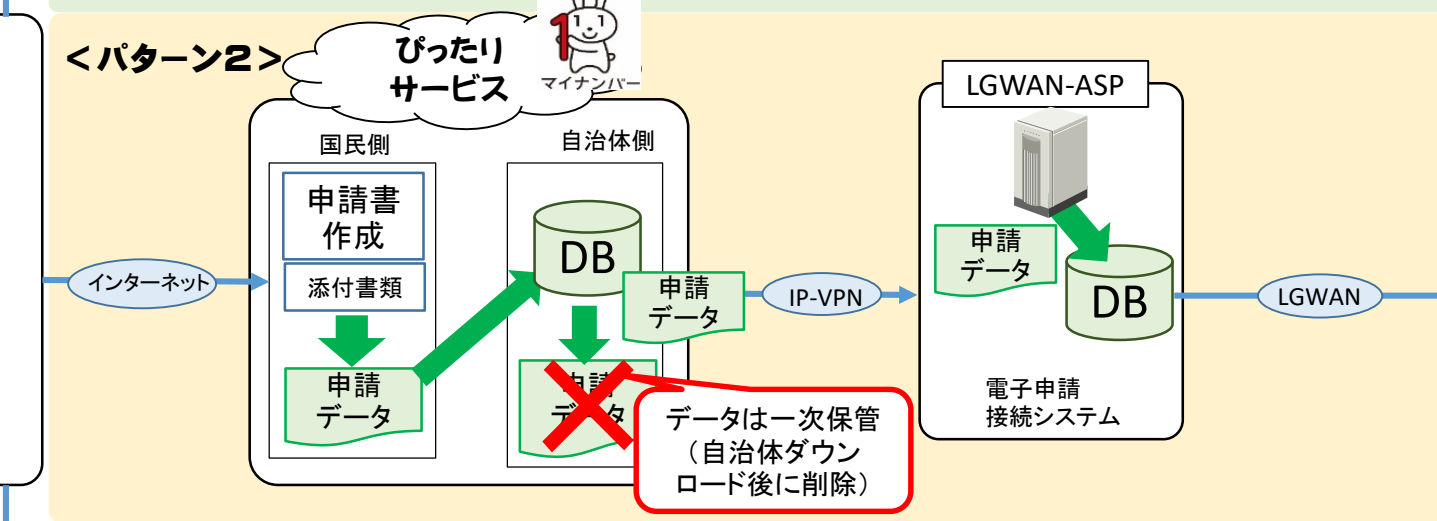
※ 対象手続は、地方公共団体の意見等を踏まえて、随時拡大する予定

マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請等のパターン①

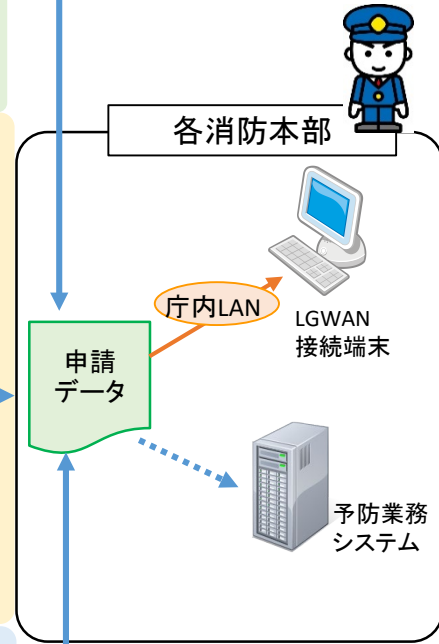
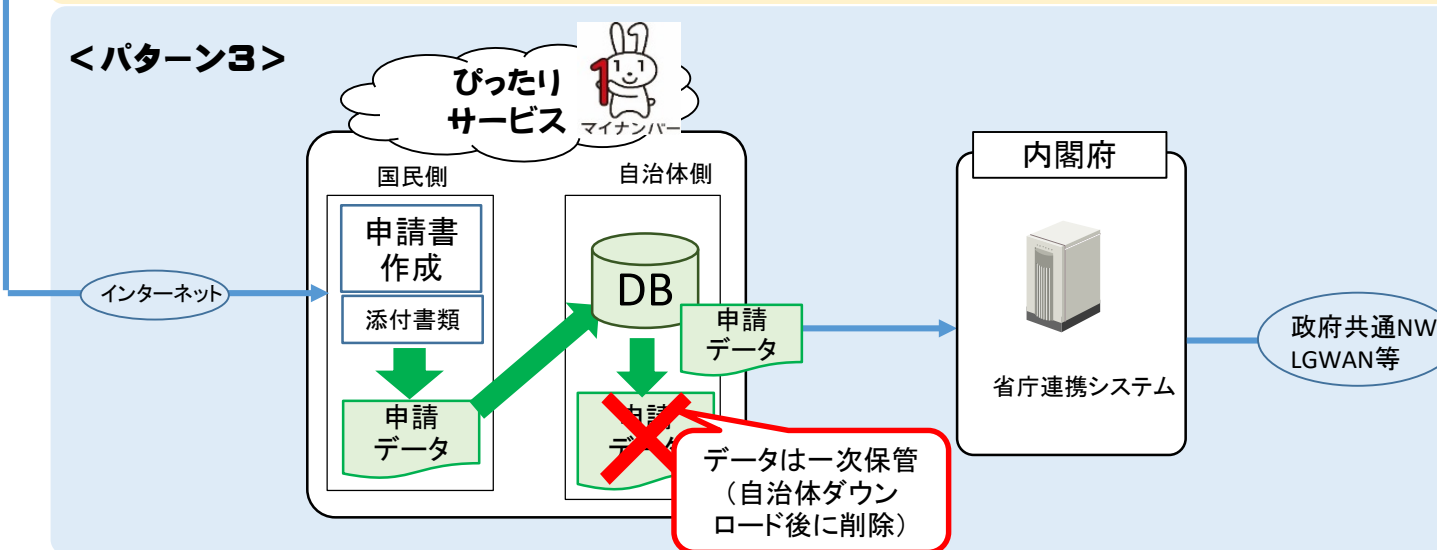
<パターン1>



<パターン2>



<パターン3>



マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請等のパターン②

<パターン1:自治体が自前で用意する電子申請システムを利用している団体が主な対象>

- ① 申請者はパソコンやスマートフォンからぴったりサービスにアクセスし、申請等行う手順を選択。ぴったりサービスから自治体の電子申請システムのサイトへリンクされるので、申請者は当該サイトにおいて入力フォーム等を用いて申請書を作成(必要に応じ、資料等を添付)。
- ② 各消防本部は電子申請システムを通じて申請データを手(システムの仕様により入手方法は異なる)。

<パターン2:既にぴったりサービスを導入している団体が主な対象>

- ① 申請者はパソコンやスマートフォンからぴったりサービスにアクセスし、申請等行う手順を選択。ぴったりサービスの入力フォームを用いて申請書を作成(必要に応じ、資料等を添付)。
- ② 各消防本部はぴったりサービスにアクセスし、申請データをダウンロードする。ダウンロードした申請データは、電子申請接続システムを通じ各消防本部に送付(電子申請接続システムはLGWAN-ASP事業者※がサービスを提供)。なお、LGWAN-ASP事業者によっては、電子申請接続システムに申請データを保存しておくことも可能となっている。
※LGWAN-ASP事業者・・・LGWAN上で自治体向けにアプリケーションサービス等提供を行う事業者のこと。ここでは、ぴったりサービスとの連携サービスを行う。

<パターン3:新規に電子申請等を開始する団体が主な対象>

- ① 申請者はパソコンやスマートフォンからぴったりサービスにアクセスし、申請等行う手順を選択。ぴったりサービスの入力フォームを用いて申請書を作成(必要に応じ、資料等を添付)。
- ② 各消防本部はぴったりサービスにアクセスし、申請データをダウンロードする。ダウンロードした申請データは、内閣府の省庁連携システムを通じ各消防本部に送付。(注)令和3年度上半期実施予定



新規に電子申請等を開始する団体はLGWANに接続していれば、電子申請等を利用可能に。15